

酒々井町農業委員候補者評価委員会 会議録

日 時 令和2年4月17日（金）
午後1時30分～1時45分

場 所 分庁舎2階 第1多目的室

出席者 ○評価委員

齋藤副町長（委員長、議長）、石井総務課長、岡野企画財政課長
鵜澤経済環境課長、湯口まちづくり課長、岩井農業委員会事務局長

○事務局

鵜澤主任主事

（事務局） 定刻になりましたので、酒々井町農業委員候補者評価委員会を開会いたします。

初めに、委員長であります齋藤副町長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

（齋藤委員長）

年度初めのお忙しい中、また、新型コロナウイルス対策で大変な中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当委員会につきましては、農業委員の改選にあたり、前回、平成29年7月の改選から、これまでの選挙及び団体推薦による市町村長の選任制の併用から、議会の同意を要件とする市町村長の任命制に一本化されたことに伴いまして、公募された候補者についての評価を行うために設置されたものでございます。

公募につきましては、2月13日から3月13日までの1か月間で行われ、結果につきましては、町ホームページに掲載されておりますが、定数8名のところ、8名の推薦・応募がありました。

つきましては、この8名の推薦・応募者について、4月2日付けで町長より当委員会に対し、その評価の意見を求められておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、議題に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、酒々井町農業委員候補者評価委員会運営規則第5条の規定により委員長にお願いいたします。

(齋藤議長)

それでは議事の進行を務めさせていただきます。

議題の農業委員候補者の評価について、事務局より説明願います。

(事務局)

議題の農業委員候補者の評価について説明させていただきます。

先ず、農業委員の応募状況についてですが、2ページの農業委員の推薦及び応募状況(最終)をご覧ください。

先ほど委員長からもありましたが、2月13日から3月13日を募集期間として、定数8名の農業委員の公募を行いました。

任命にあたっては、原則として認定農業者が過半数を占めること、利害関係のない者を一人以上含めること、年齢、性別等に偏りが生じないように配慮することになっており、これにより公募を行いました。推薦及び応募状況としましては、定数8名に対して、8名の推薦・応募がありました。内訳といたしましては、認定農業者が8人中4人。男女別では、女性2人、男性6人。推薦、応募の別では、農家組合等からの推薦が7人、利害関係を有しない者からの応募が1人となっており、この8人は、全員が現職農業委員でした。

なお、任命にあたっては、原則として、認定農業者が過半数を占めなければならないという規定がありますが、推薦・応募状況を見ますと8人中4人となっており、過半数の5人には達していませんでした。この原則過半数には、例外規定がありまして、市町村の認定農業者数が委員定数の8倍以下の場合、認定農業者に準ずる者を含め、過半数とすることが議会の同意を得てできることとなっております。当町に於いては、町内の認定農業者数が9人ですので、委員定数8人の8倍(64人)以下ですので、例外規定が適用されることとなります。この例外規定の認定農業者に準ずる者(認定農業者の農業に従事・経営参画する親族)として、番号3番の方が該当しており、過半数の例外規定を満たすこととなります。

次に、選考基準についてですが、農業委員会等に関する法律に基づいて、酒々井町農業委員候補者評価委員会内規を定めておりますので、14、15ペ

ージご覧ください。

先ず、この内規は、酒々井町農業委員候補者評価委員会運営規則第2条第2号に規定する農業委員候補者の評価について、農業委員会等に関する法律及び農業委員会等に関する法律施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めているもので、農業に関する識見の有無及び職務を適切に行うことができる者の該否、破産手続開始の決定等の該否、認定農業者の該否、認定農業者に準ずるものの該否、利害関係を有しないもの該否等となっており、要件を満たすと判定された方については、15ページの7の優先順位をもとに候補者の選定を行うものとします。

①として、利害関係を有しない者1名。②として、認定農業者等、③として、認定農業者に準ずる者。④として、女性農業従事者。⑤青年農業従事者。⑥居住地が接近しない農業従事者となっております。

この内規によりまして、候補者8人について、3ページから10ページに調書を作成してありますのでご覧ください。

先ず、農業委員候補者の要件といたしましては、3ページの法令等審査項目1の農業委員会等に関する法律第8条第1項の農業に関する識見の有無、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関してその職務を適切に行うことができることの有無、また、2の法第8条第4項の破産手続等の有無について、確認することとなっており、8人全員が農業委員候補者となる要件を満たしておりました。

この8人の候補者の方について、15ページの内規の優先順位を見ると、①の利害関係を有しない者は、6ページの受付番号4番の方、②の認定農業者等は、3ページの1番の方、4ページの2番の方、7ページの5番の方、8ページの6番の方。③の認定農業者に準ずる者は、5ページの3番(④の女性農業者でもあり)の方。④の女性農業者は、5ページの3番の方と9ページの7番の方。⑤の青年農業者は、該当者はありませんでした。⑥の①から⑤の者と居住地が接近しない農業従事者は、10ページの8番の方となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

(齋藤議長) 事務局の説明では、推薦、応募のあった8名全員が現職農業委員であり、農業委員会等に関する法律の規定等からも委員候補者となる要件を満たしているとの説明でしたが、この8名について、何かご意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

<現職農業委員で特に問題なしとの声あり>

(齋藤議長) 現職農業委員で特に問題なしとのことですので、ここで委員候補者に対する評価について、農業委員会等に関する法律第8条各号に適合しており、農業委員に相当である旨報告することについて、採決を取りたいと思いますが、採決については、8名全員について、一括して行うこととしてよろしいかお伺いいたします。

<異議なしの声あり>

(齋藤議長) 異議なしとのことですので、推薦・応募のあった8名の方について、農業委員会等に関する法律第8条各号の規定に適合しており、農業委員に相当である旨報告することに賛成の方は挙手願います。

(齋藤議長) 採決の結果、挙手全員ですので、推薦・応募のあった8名全員について、農業委員会等に関する法律第8条各号の規定に適合しており、農業委員に相当である旨、町長に報告することといたします。

(齋藤議長) その他について、事務局から何かありますか。

(事務局) 特にございません。

(齋藤議長) それでは、これで議題の方が終了いたしましたので、議長を下ろさせていただき、事務局にお返しいたします。委員の皆様には、慎重審議ありがとうございました。

(事務局) ありがとうございました。
それでは、以上もちまして、酒々井町農業委員候補者評価委員会を閉会

いたします。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。